



「カテキズムの学び」 第33回「姦淫してはならない」(後半)

十戒の第6の掟である「姦淫してはならない」の後半、夫婦における項目について2月24日に学びました。講座の様子は下のQRコードから視聴できます。

今回取り上げたカテキズムの2360-2400番には、実に9回も同じ言葉が使われています。それは「与え合う」という言葉です。たとえば……、

夫婦の行為が真に人間らしい方法で行われるならば、相互の与え合いを意味し、これをはぐくみます。夫婦はこの相互の与え合いによって、喜びと感謝のうちに互いを豊かにします。(2362番)

双方が互いに自らを決定的に、余すところなく与え合います。もはや二人ではなく、ただ一つのからだとなります。(2364番)

子供は、夫婦の相互愛に対して外部から付録として与えられるものではありません。夫婦相互の与え合う心の中から生まれ出るものであり、その実りであり成就なのです。(2366番)

人間同士の愛は「試み」を許容しません。二人が互いに自らを全面的に、決定的に与え合うことを求めるのです。(2391番)

「与える」という行為は「受ける」と違い、自分の意思で行動することが必要であり、「好きになる」「好きなようにする」と違って自分の感情をコントロールすることも求められます。そして、「～合う」というのは、人として対等のコミュニケーション(交わり)を伴うことです。ですから、「与え合う」というのは、人として最高の行為である「愛する」ことの本質なのです。

カトリック教会が、配偶者間か否かを問わず人工授精や人工受胎を否定しているのは、それが「性行為と出産行為とを切り離している」(2377番)からです。

(そのような行為は)性行為と出産行為とを切り離しているからです。子供の誕生の原因となる行為は、もはや二人が相互に与え合う行為ではありません。(同上)

夫婦が互いを与え合うことは、私たちにご自身を与えてくださった神の似姿となる神聖な道なのです。



◀ YouTube動画視聴

(文 酒井俊弘補佐司教)

ロシア軍によるウクライナ侵攻の惨状に、国際社会は怒りと悲しみに満ち、世界各地で平和的解決を願うデモが行われ、現地へ寄付や救援物資が送られています。

そんななか、私は教会共同体のありがたさを肌で感じています。何よりもまず「一緒に祈ろう」と多くの人が声をかけてくれました。インターネッ



寺院から配給されるナンで飢えを凌ぐアフガニスタンの子どもたち

ット上でのわずかな数日間の呼びかけにもかかわらず200人以上の人が同じ時間とともに手を合わせました。祈りは、ウクライナだけでなく、ロシアの人びとのため

るロシアの人びとのために祈りました。その人はかつて自分の国が欧米諸国から経済制裁を受け、飢えに苦しんだ経験をも

つていたからです。また、

ある難民申請者は「私への支援はもういいですから、教会はウクライナを助けてください」と願いました。

教皇フランシスコは「ウクライナの人びとと同じく、シリア、イエメン、エチオピアなどの国の人びとのために」と祈られました。世界を見渡せば、ウクライナと同様に大國の侵攻を受け、殺戮に遭い、国を追われ難民となった人が大勢います。教皇は報道の有無にかかわらず、苦難に満ちた全ての人びとのために祈ろうと呼びかけます。

もう一つ、私にとって感謝すべきは、人生の先輩であるご高齢の方の存在です。特に戦争を体験された方の言葉は重く、

深く、私の心に響きます。その方がたから「いま必要とされる人のために、躊躇(ためら)わずにしっかりと働きなさい」と背中を押してもらっているのを私は実感しています。

シナピスでは今日も変わらず、ウガンダ、チュニジア、中国などの庇護希望者のために力を注いでいます。ウクライナのために祈りつつ、自分が出会う目の前の人に向き合います。戦争のむごさを

を知る方が私たちに残してくださった平和を、今度は私たちが世界の人びとにつながりつつ、受け継いでゆく側にならないといけな

(文 シナピス事務局
ビスカルド篤子)

「生きる」——難民移住者

平和を祈り、平和を受け継ぐ



日本で、勝手に変えることはできないのね。長い、長い間の努力でこの改訂版ができたのね。

ミサの司式者だけでなく、信徒の奉仕者も会衆も、改訂の理由や背景などの理解を深めることが大切ですね。



実際に実施される、今年の待降節第Ⅰ主日の11月27日までに、準備しま～す。

(文・絵 大阪教区典礼委員会)

教区墓地・納骨堂使用者の皆様

教区本部事務局長 チェジュ・モン 崔周永

墓地・納骨堂の管理費について

大阪教区の墓地・納骨堂は使用開始時に支払って頂く使用料と毎年支払って頂く管理費(共同納骨所は不要)で運営していますが、年間管理費の請求書が、お手元に届かない事が多くなっています。

そのことから『時報』2020年1月号で管理課へのご連絡をお願いしました。

大阪カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂			
中山 篤子	角田 博章	伊藤 公一	垣田 典子
石川 誠子	菊地 錦年	田口タマエ	内藤 照子
田川 馨	桐田 よし	中村 次子	ビ オ
安達 律子	和泉七美枝		
大阪カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂 (使用者が帰天 遺族の連絡先不明)			
乾 照子	櫻田たま子	筒井 芳子	相良 陶盈
西宮市立甲山墓園 (5区) 個人墓地			
岩元 栄一	内田 義江	多木 温久	金澤 史子
河 ふみゑ	河合 ひさ	熊谷 静男	鹿山 初子
鈴木 泰吉	田井 純	田口 昭実	谷 真人
西村 須美	濱口 隆造	菱田 輝克	平井 尊
福田 健事	前田 一八	政春 聖子	茂木ひで子
山下 秀生	山田 鶯子		
西宮市立甲山墓園 (5区) 個人墓地 (使用者が帰天 遺族の連絡先不明)			
巖 純子	小林 アヤ		
神戸市立鶴越墓園 (とべら地区) 個人墓地			
来島 利幸	渡邊 豊子	松本 瑞枝	川島 清子
濱田 勉	中ノ瀬敏彦	松山 馨	豊田 博稔
稲葉佳代子			
神戸市立鶴越墓園 (とべら地区) 個人墓地 (使用者が帰天 遺族の連絡先不明)			
和田 昭子			

しかし、まだ上記の方と5年以上、連絡がつかないままとなっています。ご本人様には管理課へのご連絡をお願いするとともに、親戚や知人の方などでご存知の方がおられましたら、本人に管理課まで連絡する様にお伝えください。また、上記の「使用者が帰天 遺族の連絡先不明」のことですが、ご遺族の方へご連絡をよろしく願いいたします。ご協力、よろしく願いいたします。

連絡先: ☎06-6941-9705(管理課直通)